

今、憲法問題を語る

—憲法問題対策センター活動報告—

第66回 市民・高校生部会の活動報告

憲法問題対策センター委員 山崎 天 (63期)



1 弁護士が学校に行くのはどうしてか

弁護士：「問題！憲法と法律の違いは何でしょう？」

生徒：「憲法は最高法規で、法律は、普通の…法？」

弁護士：「お、すごいじゃん、結構勉強してるんですね！」

じゃあ、憲法は誰が守らなければならないルール
だと思う？」

生徒：「う～ん、みんな？ あっ国民！」

こんなキャッチボールをしてから、私たちは憲法が
国のリーダーを縛るルールであって、国民を縛る法律
とは異なる、という話を教室でしています。

生徒たちは、法律を国会が作るということを学習し
ています。憲法は「最高法規」だと答えます。

でも、国民の確定した憲法に反しない範囲でのみ、
国會議員は法律を作ることができるにすぎない。選挙
で誰が政治家に選ばれても憲法に反する政治を行うこ
とはできない。このように憲法が政治にはめた「枠」
である、ということを理解している生徒は多くはない
かもしれない、というのが私の実感です。

ある著名な憲法学者が、「大学の憲法の授業で最初
に、立憲主義について意識的に時間を割いて説明して
こなかったかもしれない」という反省がある。でも、そ
れを説明するということは、例えば、刑法の授業で、
なぜ人を殺してはいけないのか、から話すようなもの
でもある」という趣旨のことを話していました。

まさにそのとおりで、憲法が国家権力、国のリーダーを縛るルールである、というは当たり前の話です。
でも、その当たり前の話を教師が生徒にわかりやすく
説明しようとすると、その時々の政策に対する批判を
含むことがあります。

だから、政治的中立性が強く要求される基礎教育
課程では、現実社会とのかかわりや具体的な政策を例
にあげて考える授業ができずに、言葉の暗記に偏った
指導に陥ってしまうことがある。

そういう中で、私たち弁護士が学校に行くのは、
生徒たちが覚えた言葉に血を通わせるためといえるで
しょう。

2 一緒に学校へ行きましょう！

憲法問題対策センターは、安全保障関連の新法や
南スーダンへの自衛隊派遣の問題、憲法改正問題など
の憲法問題に関する、東京弁護士会が意見を社会
に発信するに際し、重要な役割を担っております。

そのセンターの部会である私たち市民・高校生部会
の役目は、憲法の意義や役割、立憲主義や個人の尊
厳という基本的価値観について知ってもらうために、
学校で直接語りかけることです。過去の判例を素材に
憲法の大切さを伝えています。

平成28年度は、小学生から大学生、そして教員向
けの講演まで含め、17校で授業を行いました（平成
29年3月現在）。

このような活動は、いわゆる18歳選挙が実施された
こと、憲法改正が現実的な政治課題として議論される
ようになったことで、より一層重要となってきました。

生徒に必要なのは、生徒の立場で学習することだけ
ではなく、市民として考えること。日本国憲法の下で、
憲法改正も国民投票も、誰も経験していません。でも、
18歳で、自分の結論を投票で示さなければならない
のです。これ、すごいことですよね！ でも、それが、私
たちが今生きている時代です。

だから、本稿を読んでくださった会員の方々にはお
願いがあります。当センターの市民・高校生部会に来て
ください。一緒に学校へ行きましょう。18歳で決断
を求められるかもしれない子どもたちに、憲法をもっと
知ってもらいましょう！

（市民・高校生部会へのご参加を希望される方は
人権課 TEL 03-3581-2205までご連絡ください。）